

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（業務の代理又は事務の代行） 第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。 〔一〕四 略〕 五 現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による銀行等（法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。第五十三条の三の三、第五十六条第六項第九号及び第十号並びに第七項第一号、第四百四十一条第五号、第二百十條の七第五項第二号及び第六項第一号、第三編第一章、第二百三十四條並びに第二百三十四條の二十七第一項第二号において同じ。）の預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務の代行（第三号に該当するものを除く。） 〔六・七 略〕 （専門子会社の業務等）</p>	<p>（業務の代理又は事務の代行） 第五十一条 〔同上〕 〔一〕四 同上〕 五 現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による銀行等（法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。第五十三条の三の三、第五十六条第六項第八号及び第九号並びに第七項第一号、第四百四十一条第五号、第二百十條の七第五項第二号及び第六項第一号、第三編第一章、第二百三十四條並びに第二百三十四條の二十七第一項第二号において同じ。）の預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務の代行（第三号に該当するものを除く。） 〔六・七 同上〕 （専門子会社の業務等）</p>

第五十六条 「略」

〔25 略〕

6 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十一号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。

一 〔一七 略〕

八 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十七條第一項の規定による権利変更決議の認可の決定を受け、又は同法第十一條に規定する権利変更議案につき同法第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意を得た会社

九 〔一七 略〕

7 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める要件は、保険会社又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十一号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 〔同上〕

二 前号の事業計画について、前項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

8 法第百六条第一項第十五号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、

第五十六条 「同上」

〔25 同上〕

6 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。

一 〔一七 同上〕

〔号を加える。〕

八 〔同上〕

7 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める要件は、保険会社又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 〔同上〕

二 前号の事業計画について、前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

8 〔同上〕

次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 「同上」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

〔9～17 略〕

18 法第二条第十五項の規定は、第六項第十号、第七項、第十一項（第十二項及び第十三項において読み替えて準用する場合を含む。）第十四項、第十五項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（特例対象会社）

第五十八条の七 法第七十八条第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（保険会社の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第八十五条第一項第十一号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 「略」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第五十六条第六項第十号イからトまでのいずれかに

一 「同上」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

〔9～17 同上〕

18 法第二条第十五項の規定は、第六項第九号、第七項、第十一項（第十二項及び第十三項において読み替えて準用する場合を含む。）第十四項、第十五項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（特例対象会社）

第五十八条の七 「同上」

一 「同上」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第五十六条第六項第九号イからトまでのいずれかに

該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

〔2〕5 略〕

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 〔略〕

〔2〕4 略〕

5 法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第一号に該当する会社のうち第五十六条第六項第十一号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。

一 第五十六条第六項第一号から第十一号までに掲げる会社（同項第十号に掲げる会社にあつては、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険会社の子会社が当該会社の議決権を取得する場合に限る。）

二 〔略〕

6 法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める要件は、保険持株会社又はその子会社が前項に規定する会社（第五十六条第六項第十一号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

〔一・二 略〕

〔7〕15 略〕

該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

〔2〕5 同上〕

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 〔同上〕

〔2〕4 同上〕

5 法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第一号に該当する会社のうち第五十六条第六項第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。

一 第五十六条第六項第一号から第十号までに掲げる会社（同項第九号に掲げる会社にあつては、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険会社の子会社が当該会社の議決権を取得する場合に限る。）

二 〔同上〕

6 法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める要件は、保険持株会社又はその子会社が前項に規定する会社（第五十六条第六項第十号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

〔一・二 同上〕

〔7〕15 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。